

宇都宮市監査委員告示第2号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、宇都宮市長から平成28年度の包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおりこれを公表する。

平成30年2月20日

宇都宮市監査委員 岡 本 典 幸

同 福 田 栄

同 今 井 政 範

同 増 渕 一 基

宮行革第154号

平成30年1月23日

宇都宮市監査委員 岡本典幸様
同 福田栄様
同 今井政範様
同 増渕一基様

宇都宮市長 佐藤栄一
(行政経営部行政改革課扱)

宇都宮市教育委員会
教育長 水越久夫
(教育委員会事務局教育企画課扱)

平成28年度包括外部監査結果に関する報告に基づく措置について（通知）

平成29年3月27日付で提出された包括外部監査の結果に関する報告について、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、通知いたします。

なお、平成27年度及び平成26年度包括外部監査結果に対し措置を講じた案件はありません。